

『日本における休眠口座基金の創設プランの策定』
中間調査報告書 1月20日版

2011年1月

NPO法人フローレンス 駒崎弘樹
プロボノ リサーチチーム

1. 休眠口座概要
2. 海外における休眠口座基金設立事例
3. まとめ・本プロジェクトの今後の展開

1. 休眠口座概要

1. 休眠口座概要

- 休眠口座とは長期にわたって取引（引き出し、預け入れ等）がない預金のことを指す。
- 休眠口座の定義（取引のない期間の年数等）は、各国法律で定めがある。また、銀行間でも差異がある場合が多い。
- 預金は預金者のものであるため、返還の求めがあった場合には一定のプロセスを踏んで返金するのが原則となっている。しかし、そもそも預金者がその口座のことを知らなかったり、作ったことを忘れてしまっていたりするケースが多い。
- 先進国を中心に、休眠口座内の預金を社会的サービスや公的サービスの財源として役立てようという動きがあり、活用スキームや預金者の権利保護等を盛り込んだ法律の制定が進められている。
- 課題となっているポイントは、主に「休眠口座の定義」「財源とする額」「活用方法・スキームの検討」「金融業界や国民との合意形成」である。
- 本報告書では、海外の先進事例を参考に、日本における休眠口座基金策定に資する情報を取りまとめている。

2. 海外における休眠口座基金設立事例

2-① イギリス

2-①. イギリス 基礎データ

- 休眠預金の総額は、400 million ポンド(約520 億円) * 1ポンド=130円で換算
- 休眠預金の定義は、「15年間口座が開かれた状態で、口座名義人の取引活動がなかったもの」
- 返還率は、20%(全銀協資料抜粋)

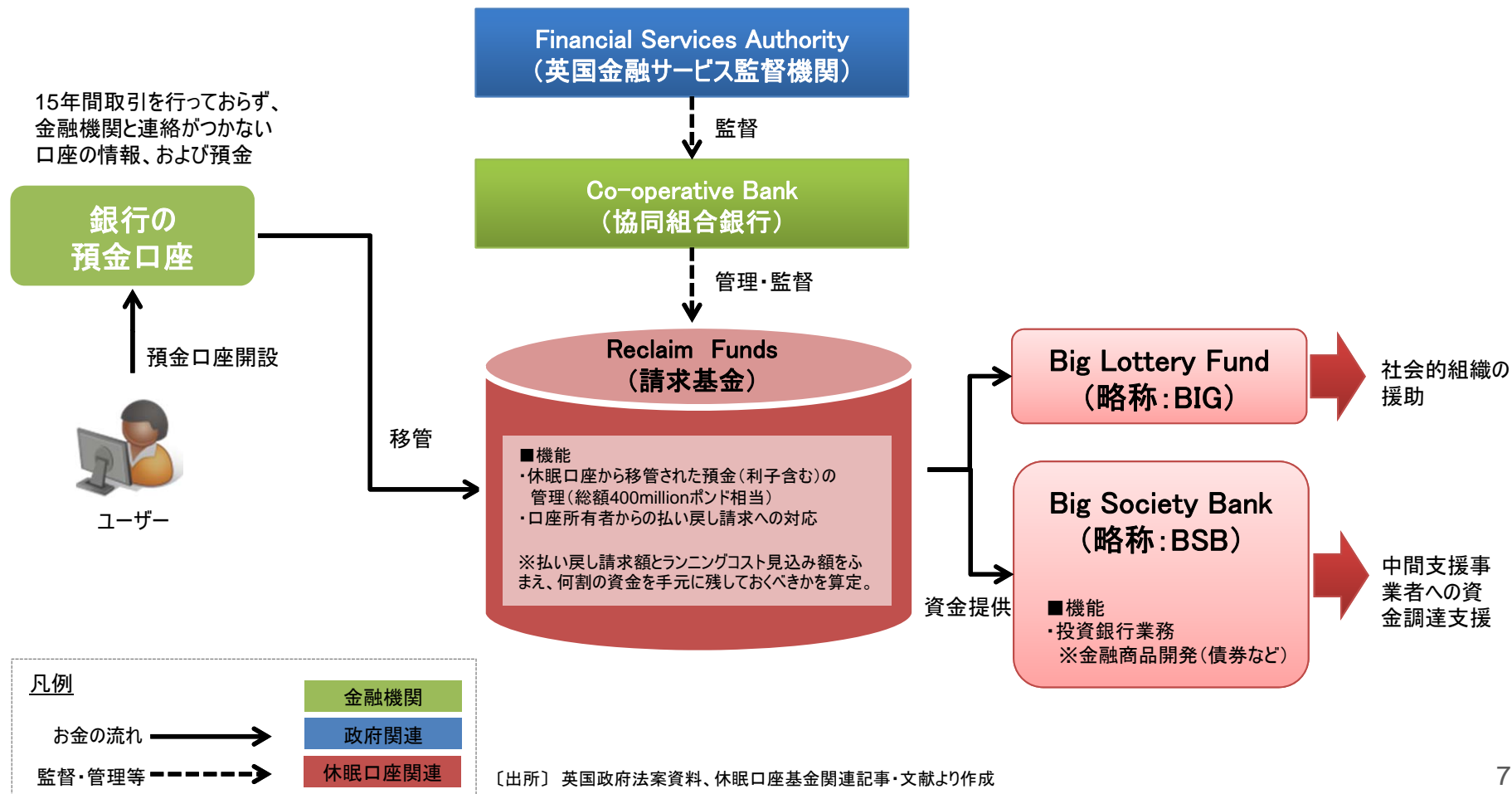
図表 イギリスの休眠口座基金 概要

	英国
休眠預金の総額	<p>総額: 400 Mポンド(約520億円) (英国銀行協会調べ) このうちBig Society Bankへの拠出額は60~100Mポンド(78~130億円)</p> <p>* 休眠資産全体では、約900 Mポンド (英国銀行協会(BBA)、住宅金融組合協会(BSA)、英国国民貯蓄銀行(NS&I)の総額)</p>
休眠預金の返還率	20%(全銀協資料)
返金するにあたって遡る期間 (法令などの適用範囲)	<p>具体的に年数を定めている法律はなく、現在、民間銀行と政府側で交渉中。1月23日を目処に銀行側で業界内合意がなされ、再度協議を実施する見込み。</p> <p>【参考】</p> <p>①Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 2(2)(b)において、顧客は休眠預金の移管が行われなかったら有していたであろう権利を有するとし、</p> <p>②BANKING: CONDUCT OF BUSINESS SOURCEBOOK 5. 1. 9(2)において、例え所定の期間をすぎても銀行は顧客に可能な限り預金へのアクセスを認めなければならない、とする</p>
照会サイトの有無 (休眠口座の検索システム)	<p>照会サイトの有無: 有り</p> <p>照会サイト名: mylostaccount</p> <p>詳細: 所定のオンラインフォームに氏名、住所等を入力し、3カ月以内に口座の照合が行われる。</p> <p>管理団体: 英国銀行協会(BBA)、住宅金融組合協会(BSA)、英国国民貯蓄銀行(NS&I)</p>
財団の運営方法(資金運用の有無等)	<p>基金名: 請求基金(Reclaim Funds)</p> <p>管理団体: 協同組合銀行(Co-operative Financial Services)</p> <p>資金運用の有無: 有り</p> <p>詳細: 休眠口座基金管理団体で休眠口座のお金を運用し、運営費用は休眠口座の原資から賄う。</p>

2-①. イギリス スキーム図(基金に関するプレイヤー)

- 15年以上取引がなく預金者と連絡がつかない口座の預金は、預金者の情報とともに Reclaim Funds(休眠口座基金管理団体)に移管される。
- Reclaim Fundsは移管された預金を運用し、その預金と余剰金を Big Society Bank および Big Lottery Fund に提供する。
- Big Lottery Fundは社会的組織の援助を行う一方、Big Society Bankは、投資銀行として中間事業者の資金調達支援を行う。

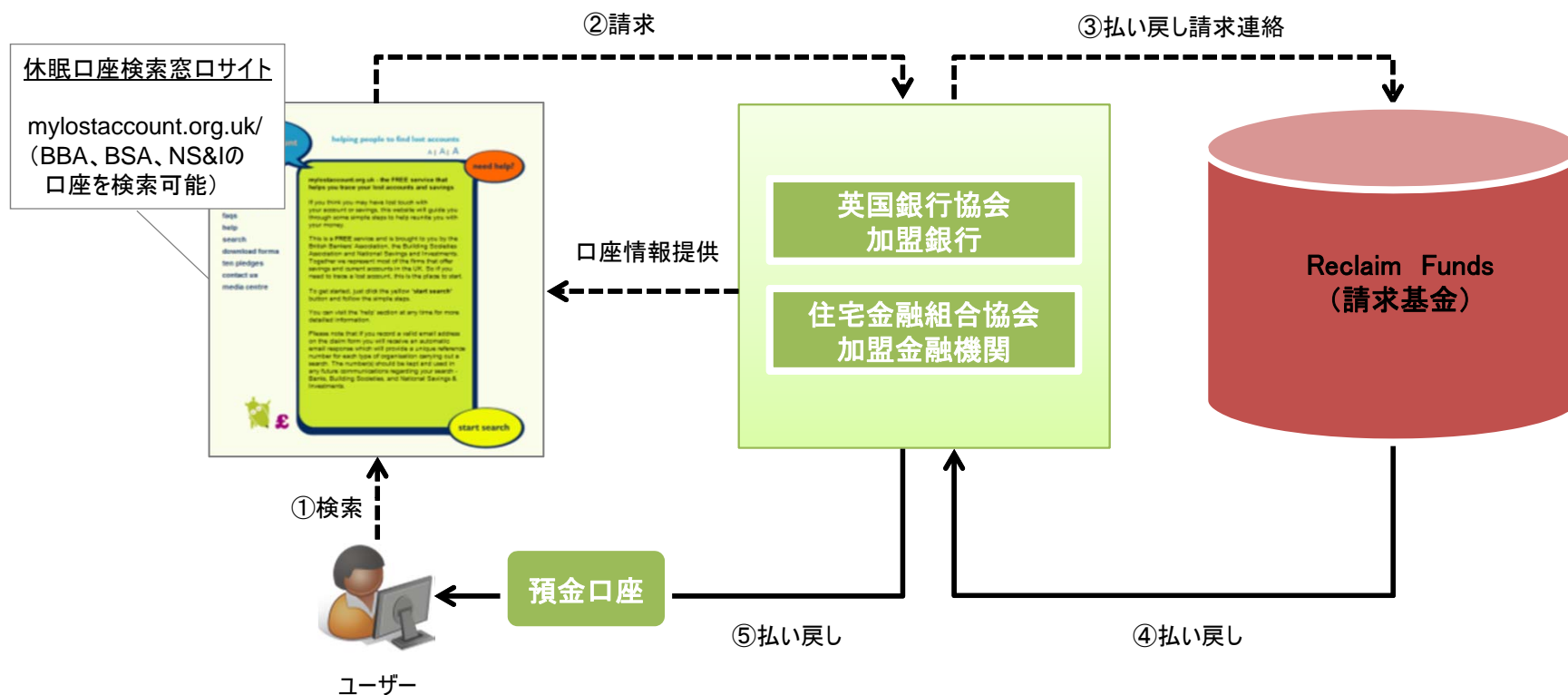
図表 イギリスの休眠口座基金 スキーム図(基金に関するプレイヤー)



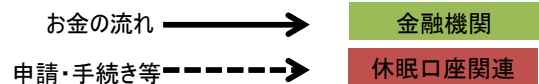
2-①. イギリス スキーム図(消費者の利用シーン)

- 消費者は、「mylostaccount」というWebサイトを通じて、国内の銀行や住宅金融組合、郵便貯金の口座を検索することができる。
- 休眠口座を保有していた際に、払い戻し請求をした場合、消費者は各金融機関に必要情報を送付して換金請求を行う。
- 金融機関は、Reclaim Funds(請求基金)に払い戻し請求を受けた消費者の預金残高の支払いを依頼する。

図表 イギリスの休眠口座基金 スキーム図(消費者の利用シーン)



凡例



※BBA(英国銀行協会)のDBは、英国国内の42の個人向け預金商品を提供する加盟銀行の情報を保有。
 ※BSA(住宅金融組合協会)のDBは、英国国内の全ての住宅金融機関の情報を保有。
 ※NS&I(英国国民貯蓄銀行)のDBは、取り扱う全ての商品と旧郵便局の口座情報を保有。
 ※mylostaccountでは、NS&Iの口座も検索可能だが、実際口座のDB情報から預金情報を検索できるのは、BBA加盟銀行およびBSA加盟金融機関である。

〔出所〕 英国政府法案資料、休眠口座基金関連記事・文献より作成

2-①. イギリス 休眠基金設立までの流れ(年表)

図表 イギリス 休眠基金設立までの流れ

2004年	当時財務相であったG.Brown前首相が、銀行の休眠口座の睡眠預金を一元管理し、慈善事業に利用する構想を提唱
2007年2月	休眠資産慈善団体連合(Unclaimed Assets Charity Coalition)が設立され、休眠口座の額を明らかにした。(当時は約50億ポンドと発表。)
2008年1月	BBA(英国銀行協会)、BSA(住宅金融組合協会)、NS&I(英国国民貯蓄銀行)が各々構築していた休眠口座検索システムを一元的に利用できるWebサイト「 http://www.mylostaccount.org.uk/ 」開設。
2008年11月	英国議会において、Dormant Bank and Building Society Account Act 2008が成立
2009年2月	英国FSAが、請求基金に係る規制案を市中協議に付し、2009年7月に最終案を公表
2010年3月	保守党のD. Cameron党首は、総選挙に向けたマニフェストにおいて、社会政策の多くを社会的企業や社会起業家などに委ねる「Big Society」構想を提唱。首相就任後には、「Big Society」構想の実現に向けた資金源として、休眠口座を活用した「Big Society Bank(BSB)」を設立し、社会的企業に資金提供する意向を表明(2011年4月設立の見通し)。
2010年7月	Co-operative Financial Services(英国最大の協同組合銀行)を、請求基金の設立管理機関に指名。Financial Services Authority(英国の金融サービス全般を監督する機関)の監督下に置かれる。2010年中に基金を設立後、休眠口座の移管を実施、2011年上期中に第1回の剰余金支払(6千万～1億ポンド)を実施すると表明。

2-② アイランド

2-②. アイルランド 基礎データ

- 休眠預金の総額は、135 million ポンド(約148.5 億円) * 1ユーロ=110円で換算
- 休眠預金の定義は、「15年以上取引が行われなかった預金口座」
- 返還率は、14%(国立財務管理庁資料より試算)

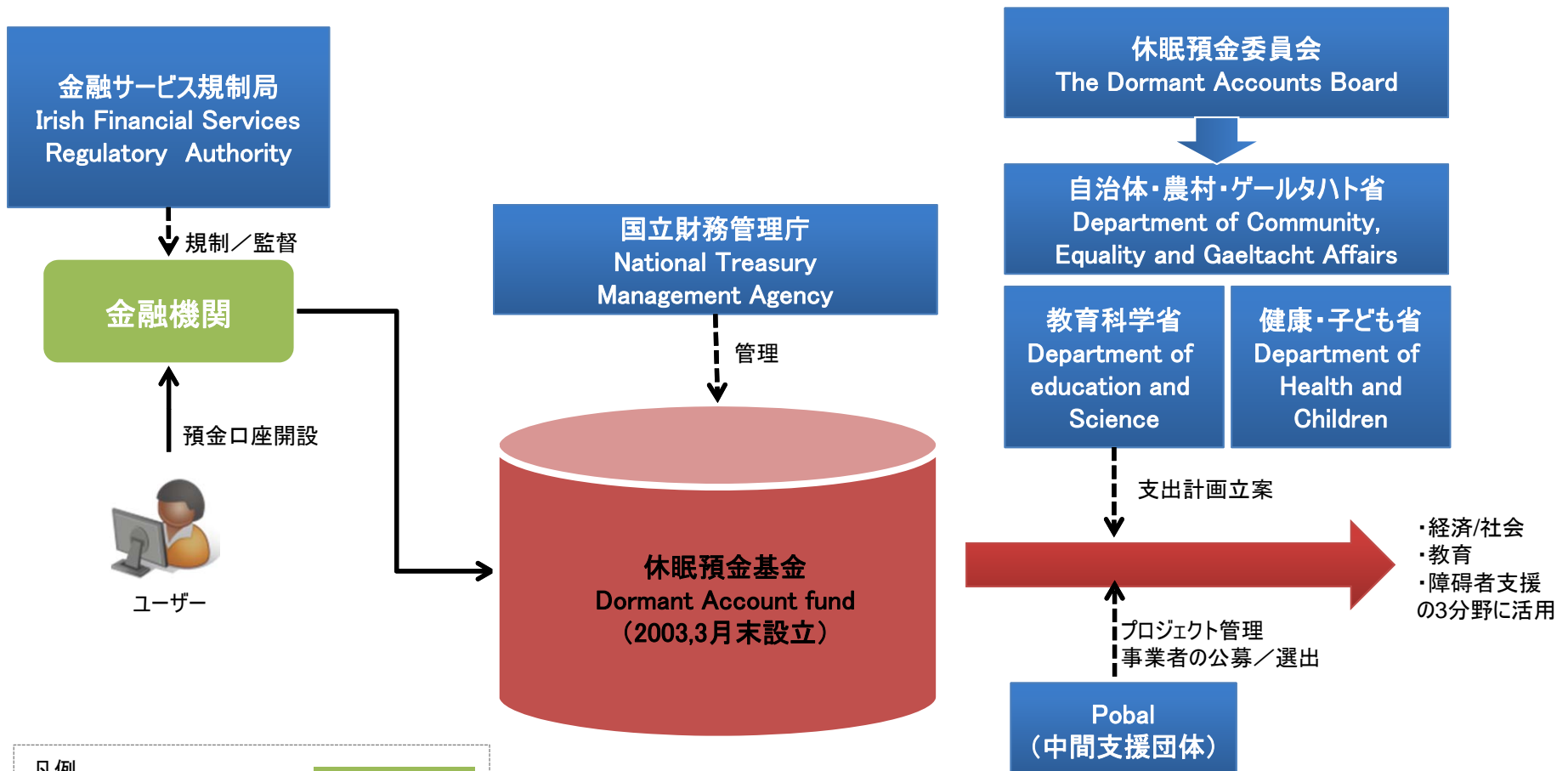
図表 アイルランドの休眠口座基金 概要

	アイルランド
休眠預金総額(規模)	総額€135 million(2009,12月時点)(NTMAアニュアルレポートより)
休眠預金の返還率	返還率14%(2009,12月時点) ※ 休眠預金総額€135 millionのうち、€41 millionが各金融機関から休眠預金基金に移管、€19 millionが預金者に返金。
返金するにあたって遡る期間	Dormant Accounts Act 2001では、「2002年3月31日締めで、同年の15年前から取引のない口座」と定義されており、設定された日時から遡って15年間取引のなかったものが休眠預金とされる。なお、2003年以降は、9月30日締めと定められており、同じようにカウントされる。
照会サイトの有無	照会サイトはなし ※ 預金額により郵便(預金額100ユーロ以上)、新聞(預金額100ユーロ未満)での通知が義務づけられている。
財団の運営方法(資金運用の有無等)	基金名: 休眠預金基金 管理団体: 国立財務管理庁(NTMA) 資金運用の有無: あり 詳細: 休眠預金を管理し、運用を行いながら預金者への返還に備え、返還金を確保する。

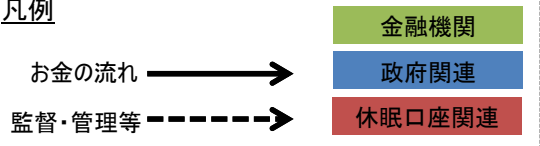
2-②. アイルランド スキーム図(基金に関するプレイヤー)

- 15年以上取引のない口座の預金は、Dormant Account Funds(休眠預金基金)に移管される。
- 休眠預金委員会、関連省庁、pobal(政府関連組織、非営利団体)の承認、支出計画、事業者の選出、公募を通して「社会・経済、教育、障害者支援」の3分野に活用。

図表 アイルランドの休眠口座基金 スキーム図(基金に関するプレイヤー)



凡例

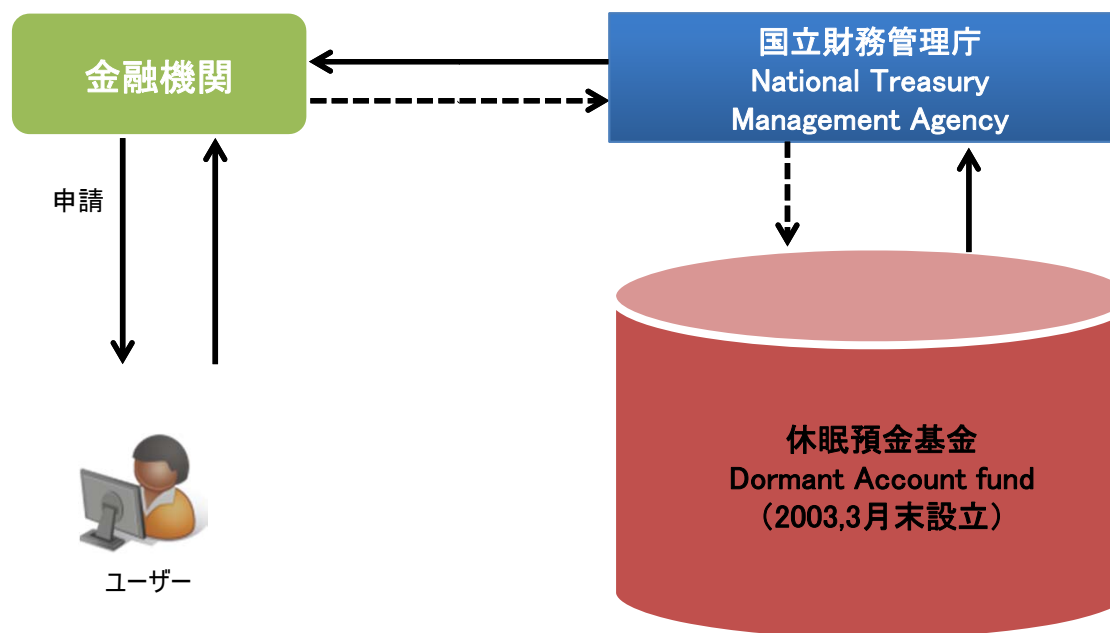


【出所】 アイルランド政府法案資料、休眠口座基金関連記事・文献より作成

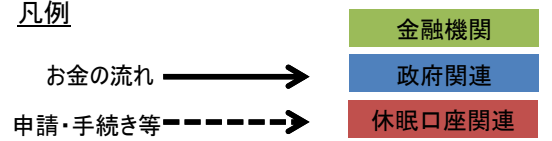
2-②. アイルランド スキーム図(消費者の利用シーン)

- 預金者は各金融機関が所持している共通の申請用紙「Dormant Account Claim Form」に必要事項を記入の上、金融機関の支店又は本店に返金請求をする。
- 金融機関は国立財務管理庁に返金申請をし、国立財務管理庁は、休眠預金基金の返金手続きを行い、各金融機関に返金、預金者に返金される。

図表 アイルランドの休眠口座基金 スキーム図(消費者の利用シーン)



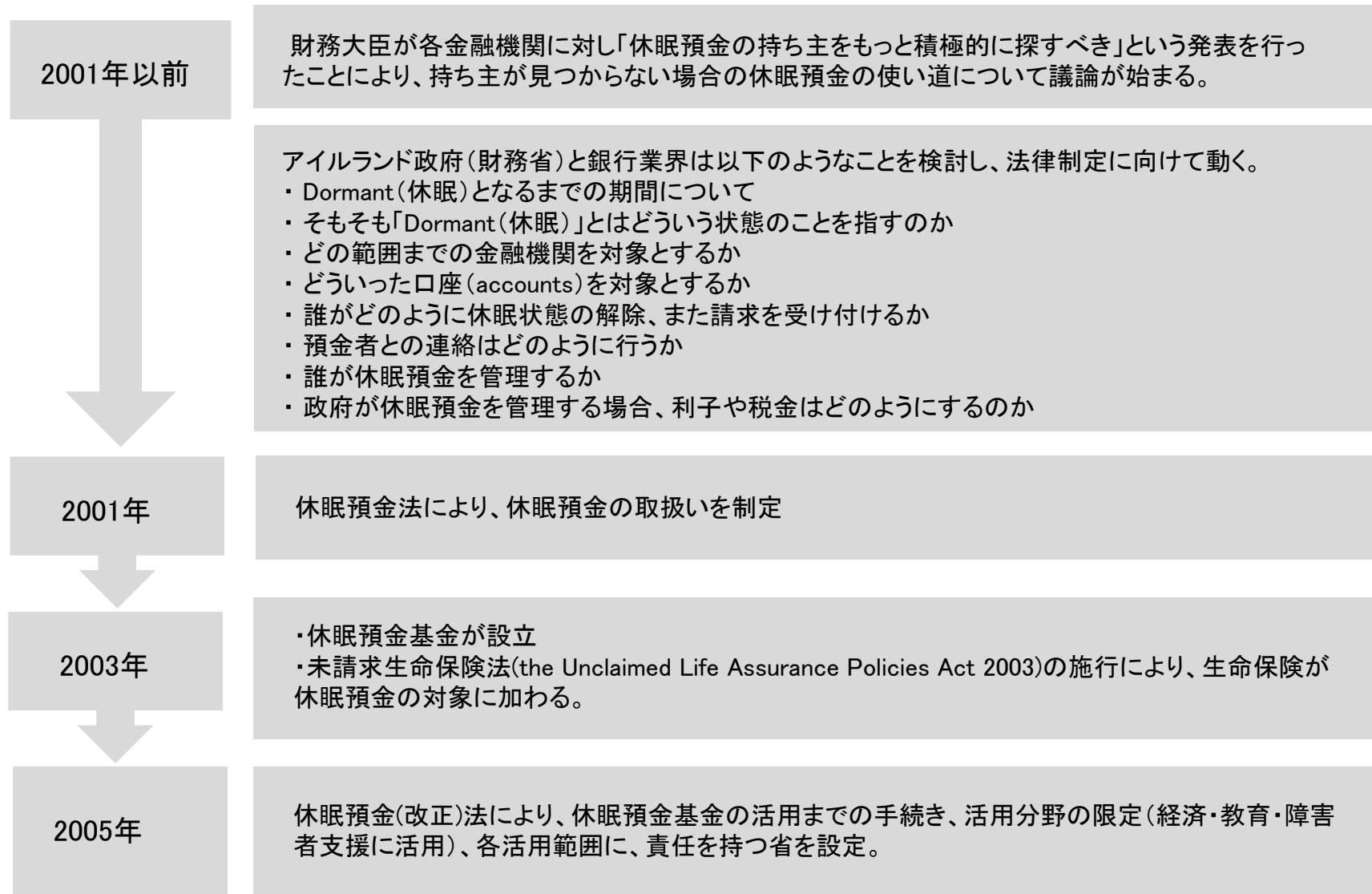
凡例



〔出所〕 アイルランド政府法案資料、休眠口座基金関連記事・文献より作成

2-②. アイルランド 休眠基金設立までの流れ(年表)

図表 アイルランド 休眠基金設立までの流れ



2-③ 韓国

2-③. 韓国 基礎データ

- 休眠預金(銀行)は1382億ウォン(約102億円)、休眠保険金は1兆3034億ウォン(約964億ウォン) ※1ウォン=0.074円で換算
- 休眠預金とは「金融機関の預金の中で、関連法律の規定または当事者の約定により債権または請求権の消滅時効が完成された預金」と定義されている。(銀行 - 5年、保険 - 2年、郵政 - 10年)
- 返還率は銀行の休眠預金で17.3%(2006年末実績)

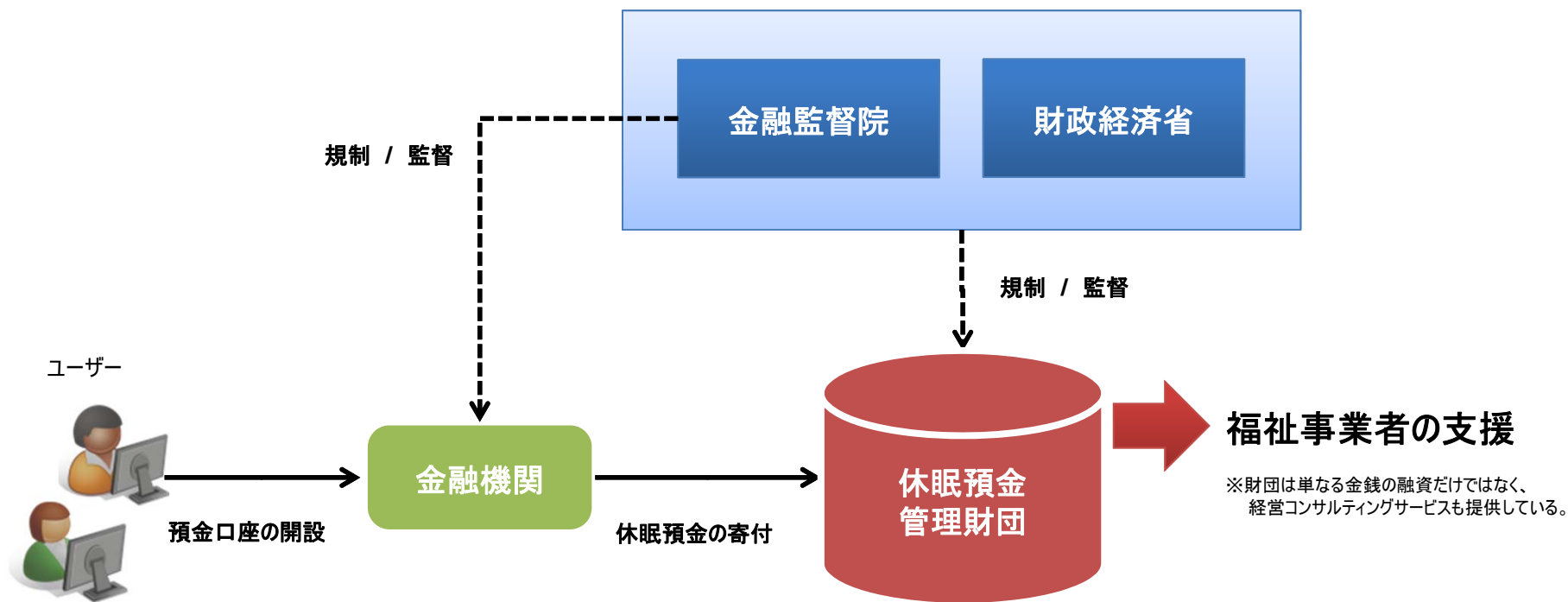
図表 韓国の休眠口座基金 概要

	韓国
休眠預金総額(規模)	休眠預金(銀行圏):1382億ウォン(2009年) 休眠保険金(保険・損保):1兆3034億ウォン(2009年) 休眠預金(郵便局):747億ウォン(938万件)(2009年)
休眠預金の返還率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行 - 17.3%(休眠預金の自発的返金サービス後の2006年12月実績。期待値は30%だった。2004年時点では6.7%) ■ 保険 <ul style="list-style-type: none"> ・生保 - 7.7%(2006年6月) ・損保 - 64.7%(2006年6月) ■ 郵政 - 18.4%(2009年10月)
返金するにあたって遡る期間	<p>休眠預金の振込に関する特別法の附則において、「2003年から発生した休眠預金に対して適用するが、それ以前に発生した休眠預金に対しても金融機関が時効利益を放棄する場合、効力を持つ」と明記されている。</p> <p>また、統合システムを構築する上での「休眠口座統合照会システム構築および運用のための合同協約 施行指針」によると各業界の協会(情報の管理機関)は、最低過去5年間の休眠口座情報を保有するとされている。(同協約の施行指針、第5条 第2項より)</p>
照会サイトの有無	<p>全国銀行連合会 休眠口座統合照会システム利用(http://www.sleepmoney.or.kr)</p> <p>生命保険/損害保険協会休眠口座統合照会利用</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生命保険協会(http://www.klia.or.kr) - 損害保険協会(http://www.knia.or.kr) <p>休眠預金管理財団出損休眠預金照会サイト利用(http://www.mif.or.kr)</p> <p>相互貯蓄銀行中央会休眠預金確認サイト利用(http://sleepmoney.fsb.or.kr)</p>
財団の運営方法(資金運用の有無等)	<p>財団の事業内容として、「休眠預金管理財団の設立などに関する法律」の第7条に以下のように記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が財団に出損した休眠預金の管理および運用 ・休眠預金原権利者に対して休眠預金に分配する金額の支給 ・福祉事業者に対するサポートおよび監督 <p>財団の財源は以下の3つである。(同第22条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から出損を受けた休眠預金 ・法人/団体/個人の寄付金品 ・その他の収益金

2-③. 韓国 スキーム図(基金に関するプレイヤー)

- 金融機関は休眠預金を財団に寄付することができる。(金融機関側の判断によって決定される。)
- 休眠預金管理財団の活動は、財政経済省によって規制/監督される。

図表 韓国の休眠口座基金 スキーム図



凡例

金融機関	金融機関
政府関連	政府関連
休眠口座関連	休眠口座関連
お金の流れ	→
監督・管理等	- - - - -

〔出所〕 美少金融中央財団ホームページより

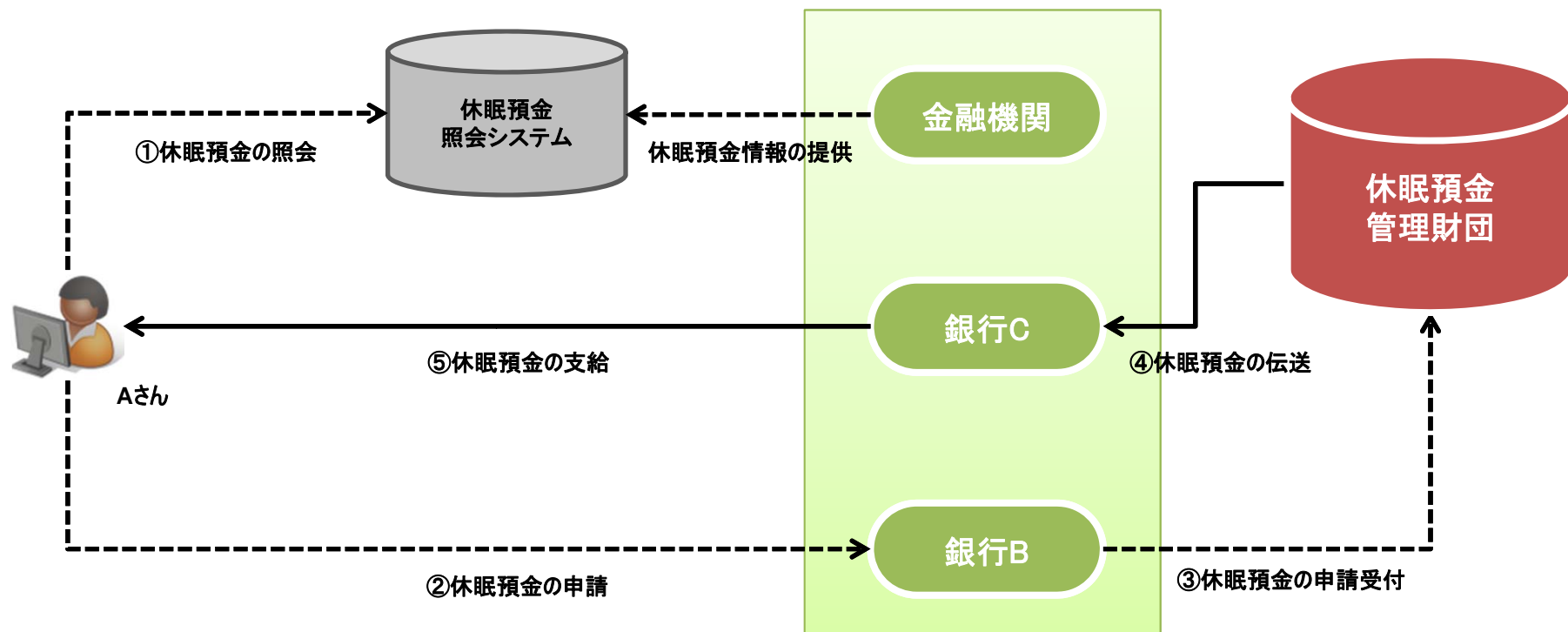
2-③. 韓国 スキーム図(預金者の利用シーン)

- 預金者はインターネットの照会システムを利用、または直接に金融機関の窓口へ行き照会を要請する。
- 住民登録番号と姓名の情報だけで簡易照会を利用する事が可能である。

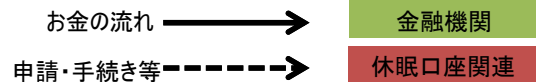
図表 韓国の休眠口座基金 スキーム図

<預金者Aさんの休眠預金口座が銀行Bに存在し、現在の主取引銀行Cより支払われる場合>

※ユーザー(預金者)は、照会システムを通さずに
直接に金融機関の支店へ出向き、照会を行う事も可能。



凡例



〔出所〕 美少金融中央財団ホームページより

2-③. 韓国 休眠基金設立までの流れ(年表)

図表 韓国での休眠預金基金設立までの流れ

2003年～	休眠預金に対する市民の意識が高まり、引出し率が増加する。 <small>※休眠預金が銀行全体の利益16%に達する状態。(2003年)</small> 納税者連盟やその他団体側から金融機関に対して、インターネットでの照会システムの要求が高まる。
2004年11月	金融監督院より「休眠預金還給手続き改善法案」を提起。 与野党議員から「休眠預金を活用して福祉財団設立」する法案の提起など、法案化の動きが活発になる。
2005年2月	金融監督院の提起に対応し、銀行界から合同で統合したインターネット照会システム構築や、銀行界独自で「社会貢献銀行」を設立し、社会福祉事業を行う事を提案。
2005年12月	公的基金の設立案は一旦留保され、まず休眠預金を統合して照会するシステム構築を推進することに。 生保協会、損保協会、銀行連合会の実務者T/Fが構成され、合同協約、施行指針の準備作業および仕組みの構築方法を議論。
2006年4月	休眠預金口座の統合照会システムが稼働する。
2006年10月	グラミン銀行総裁のムハマド・ユヌスが訪韓し、盧武鉉大統領が韓国でも休眠預金を利用し、マイクロクレジットを年内に法制化と呼びかける。
2007年6月	「休眠預金の処理および社会貢献基金設立法」の制定案が財政経済委員会を通過。
2008年3月	休眠預金財団(現:美少金融中央財団)が始動

3. まとめ・本プロジェクトの今後の展開

4-①. まとめ

- 今回調査を行った各国では、休眠口座の益金処理に国民からの批判の声が高まったことや、それを社会的な事業に使うことへの賛同の世論が背景にあった
- その結果を受け、各国では、休眠口座を国民がネットで簡易に検索できるITシステムを構築
- そのシステムの構築により、休眠口座の一括管理等が容易に
- 更に、各国のスキームを分析するに、日本と同様の状態（休眠口座のネット検索すらない）から休眠口座基金を実現したイギリスのような事例もあることが分かった
- そのため、日本における特殊性よりも、共通性の方が多く見受けられ、日本でも十分に実行可能であろうことが分かった
- 調査の現段階では、**韓国のスキームが日本において最も参考になる**と思われる

4-②. 今後の展開

- 各国のスキームを基に(特に韓国)、日本で実施可能なスキームのたたき台を作成
- たたき台を金融庁を始めとした各ステークホルダーと共有し、フィードバックを得る
- 日本における実施可能性調査をより進めるために、ゆうちょ銀行等により深いヒアリングを行いたい